

令和 7 年度KOSENフォーラム
(KOSENフォーラム 2 0 2 5) における会場借用
仕 様 書

令和 7 年 2 月

独立行政法人国立高等専門学校機構

1. 件名

令和7年度 KOSEN フォーラム (KOSEN フォーラム 2025) における会場借用

2. 目的

令和7年度に国立高等専門学校機構 (以下、「高専機構」とする) が実施する令和7年度 KOSEN フォーラム (KOSEN フォーラム 2025) に使用する会場を借用するもの。

3. 令和7年度 KOSEN フォーラム (KOSEN フォーラム 2025) 実施日時(準備時間・退去時間含む)

令和7年8月18日 (月) 8:30~18:30

令和7年8月19日 (火) 8:30~18:30

令和7年8月20日 (水) 8:30~16:30

4. 会場の要件

①全国の国立高専の教職員 (及び学生) が集うため、交通の利便性を最大限考慮する必要があることから、以下の条件を満たす立地及び建物の作りであること。

- ・東京都中心部 (千代田区、港区、中央区、新宿区、文京区、豊島区) 内に存する複数路線の各駅より徒歩 10 分以内であること。
- ・建物入口から会場まで階段を使わずに移動できること。
- ・建物に車寄せがあること。

②一つの施設内で以下の会場を借用できること。

	室名	最低収容人数 もしくは 面積	会場 数	借用日時	備品
1	メイン会場	300名以上	1	8月18日 8:30~18:30	<ul style="list-style-type: none"> ・無線ハンドマイク×4 ・有線ハンドマイク×1 ・マイクスタンド(床置きロングタイプ)×1 ・マイクスタンド(卓上ショートタイプ)×4 ・プロジェクター×1 ・スクリーン(100インチ以上)×1 ・ステージ台×1 ・演台×2 ・延長電源コード×10 ・ウェブカメラ×1 ・机 ・椅子
2	控室	25m ² 以上	1	8月18日 8:30~18:30	<ul style="list-style-type: none"> ・机 ・椅子
3	スタッフルーム	20名以上	1	8月18日 8:30~18:30 8月19日 8:30~18:30	<ul style="list-style-type: none"> ・机 ・椅子

				8月20日 8:30～16:30	
4	サブ会場 (A・B・C・D)	各100名以上 (スクール形式)	4	8月19日 8:30～18:30 8月20日 8:30～16:30	(各会場にて) ・無線ハンドマイク×2 ・プロジェクター×1 ・スクリーン(100インチ以上) ×1 ・ステージ台×1 ・演台×1 ・電源延長コード×5 ・ウェブカメラ×1 ・机 ・椅子
5	ポスターセッション会場	100m ² 以上	1	8月19日 8:30～18:30 8月20日 8:30～16:30	・パーティション×10 ・机×20

※机及び椅子は参加人数分を用意すること。

※サブ会場(A・B・C・D)では、音漏れを最小限とするため、それぞれが密室状態となるようにできること。

※有線・無線ハンドマイクは会場のスピーカー・ミキサーと連動すること。

※プロジェクター及びスクリーンは利用するにあたり必要な機材(ケーブル等)も準備すること。

③ポスターセッション会場では、壁または、備品として提供可能なパーティションにマスキングテープなどでポスターを張ることが可能であること。

④各会場にネットワーク環境(無線LAN)が整備されていること。

また、無線LANは開催者だけでなく、来訪者側も利用可能であること。

⑤8月18日、8月19日は原状復帰を必要としないこと。

また、サブ会場A・Bにおいては、高専機構から事前の希望があった場合は、日単位で、会場側のスタッフがパーティションの区切りを変更できること。

⑥事前(前日・前々日)に郵送物の受け入れが可能であること。

5. 第三者委託の制限

本業務全体を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。本業務の一部を第三者に委託または請け負わせる場合は、事前に高専機構から書面での承認を得ること。なお、その場合の再委託先にも請負者と同様の要件を求める。

6. 機密保持

①受注により知り得た全ての情報について守秘義務を負うものとし、これを第三者に漏らし、又は他の目的に使用しないこと。

②受注により知り得た情報については、契約期間はもとより、契約終了後においても第三者に漏らしてはならない。

③正当な理由があつてやむを得ず第三者に開示する場合、書面によって事前に高専機構の承諾を得ること。また、情報の厳重な管理を実施すること。

④高専機構が提供した資料は、原則として全て複製禁止とすること。但し、業務上やむを得ず複製する場合であって、事前に書面にて高専機構の許可を得た場合はこの限りではない。なお、この場合にあっても使用終了後はその複製を高専機構に返納又は焼却・消去する等適切な措置をとり、機密を保持すること。

7. 損害賠償

請負者が本契約に違反して、高専機構が損害を被った場合には、高専機構は請負者に対して損害賠償を請求し、かつ、高専機構が適当と考える必要な措置をとることを請求できる権利を有するものとする。

8. その他

- ①本調達の実行について疑義が生じたとき、又は本調達に伴い高専機構と交わす契約書に定めのない事項については、高専機構及び請負者の双方で協議の上決定すること。それにより追加借料等が発生する場合は、高専機構本部財務課契約係を通して発注するので、請負者はそれ以外の者からの発注や依頼を受け付けないこと。
- ②請負者の故意又は過失により損害が発生した場合は、請負者の責により原状復帰すること。